

"Kyodo-Sankaku"

# 共 同 参 画



"Kyodo-Sankaku"  
Number 45  
April-May 2012  
Japan Cabinet Office

# 4.5

## 内 閣 府

Special Feature

特集／第56回国連婦人の地位委員会の開催



## 主な予定

Schedule

6月	男女雇用機会均等月間（主唱：厚生労働省）
6月中旬	男女共同参画白書公表
6月23日～29日	男女共同参画週間（主唱：男女共同参画推進本部）

## 就任あいさつ

Greeting

内閣府特命  
担当大臣  
中川 正春



Nakagawa Masaharu

野田改造内閣において、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を拝命した中川正春です。

女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することは、元気な日本を取り戻す重要な鍵であり、この国の将来を形づくる重要な柱です。3月に開催した男女共同参画会議においても、女性は日本を再生していく上で潜在力の最たるものであるとの認識の下に議論を行い、ポジティブ・アクションの推進や女性が活躍できる経済社会の構築などについて、重点的に取組を進めることとされました。各府省庁の具体的な施策に、男女共同参画の観点という横串を入れる役割を担っていきたいと思います。

また、昨年の東日本大震災では、物資の備蓄・提供や避難所の運営について、女性や子育て世帯に十分な配慮がなされず、様々な段階で問題が顕在化しました。この問題の解決のためには、防災に関する政策・方針決定過程に女性が参画することが重要であり、防災担当を兼務する大臣として、防災分野における女性の参画や活躍の促進を進めてまいります。

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 目次

### Contents

#### 特集

## 第56回国連婦人の 地位委員会の開催

Page 02

#### 行政施策トピックス1

女性の経済的エンパワーメントに関する諸外国の主な取組（上）

Page 04

#### 行政施策トピックス2

「第4回ジェンダー統計グローバル・フォーラム」について

Page 06

#### 行政施策トピックス3

APEC横浜フォーラム：女性とリーダーシップ

Page 07

#### 行政施策トピックス4

男女共同参画会議・男女共同参画推進連携会議

Page 08

#### 行政施策トピックス5

仕事と生活の調和推進だより

Page 09

#### 連載

##### その1 地域戦略としてのダイバーシティ ①総論／

渥美 由喜（株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長）

Page 10

##### その2 女性首長から ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援について／

長塚 幾子（伊勢原市長）

Page 12

#### ニュース&インフォメーション

男女共同参画宣言都市奨励事業（鹿沼市）を開催 他

Page 13

#### 男女共同参画センターだより

浜松市男女共同参画推進センター

# 第56回国連婦人の 地位委員会の開催

## 内閣府男女共同参画局総務課

第56回国連婦人の地位委員会(CSW)が、2012年2月27日から3月9日まで(3月15日閉会式)国連本部(ニューヨーク)で開催され、日本からは橋本ヒロ子日本代表をはじめ、NGO代表、内閣府、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、国連日本政府代表部、JICA、(独)国立女性教育会館からなる代表団が出席しました。



会合の様子

今回の国連婦人の地位委員会は、「農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困・飢餓撲滅・開発・今日的課題における役割」を主要テーマに開催されました。

会合では、各国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメントの実施、主要テーマに関するハイレベル円卓会合や対話型専門家パネル、各種テーマ(「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達」及び「ジェンダー平等を進めるための若年女性、男性、女兒及び男児の関与」)に関する対話型専門家パネルの開催、合意結論や決議についての協議等が行われました。

主要テーマに関するハイレベル円卓会合では、橋本代表より、我が国における農村女性のエンパワーメントに資する取組として「家族経営協定」(家族農業経営において、経営

の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの)を紹介しました。



ハイレベル円卓会合の様子

対話型専門家パネルでは、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを図るためのポイントとして、①経済政策におけるジェンダー視点に立った取組、②意思決定過程への参画促進(国、コミュニティ、家庭レベル)、③土地所有を含む生産性の高い資産、資金、技術、市場、適正な労働へのアクセスの確保が重要であることが述べられ、農山漁村女性の収入確保のため、土地の所有権等の権利、生産性向上につながる金融サービス、教育訓練、雇用機会確保等を中心に、各国の取組事例等の情報交換が行われました。さらに、農山漁村女性のエンパワーメントのためのジェンダーに配慮したガバナンス及び制度の役割について、それぞれの地域に住む人のニーズに合ったサービスを提供する必要があることが確認されました。例えば、モルドバ共和国における、行政サービス窓口を一元化してアクセスを容易にしつつ、ソーシャルカウンセラーを配置して、女性に対してもより充実したサービス提供を行う取組等が紹介され、好事例の共有が図られました。さらに、主に、調査やモニタリング

の必要性、女性リーダーの育成、教育訓練、意思決定過程への女性の参画促進、女性の権利確立等について、各国の状況や取組が紹介されました。

我が国は、3月2日に、橋本代表よりステートメントを実施しました。

ステートメントは、東日本大震災に際し、世界各国から寄せられた支援に謝意を述べた後、農山漁村女性の現状と施策、国際協調に重点を置いた内容となりました。具体的には、①第3次男女共同参画基本計画において「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」を重点分野として掲げていると同時に食料・農業・農村基本法においても女性の参画の促進が明記されていること、②農水省は、方針決定過程への女性の参画の促進、女性の経済的地位の向上、家族経営協定の推進を通じた女性が働きやすい環境づくりに取り組んでいること、③新たな取組として、地域農業のあり方を定めるプランづくりの検討メンバーに女性が概ね3割以上参画することの要件化や「6次産業化」の推進にあたり女性の一層の能力発揮が重要との認識から事業予算額の1割程度を女性が優先的に利用できる「女性起業家枠」とするなど、女性の活躍に向けた支援策を24年度から充実強化すること等を述べました。また、国際機関との連携によるジェンダー主流化への支援策も重視し、UN Womenの活動に対し、積極的に貢献していく考えを表明しました。

今回の委員会の主な成果として、決議等が7本採択されました。うち

本年2月27日～3月9日に開催された第56回国連婦人の地位委員会の概要をご紹介します。



ステートメントを実施する橋本日本代表

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（日本提案、日本を含む50か国が共同提案国）は、自然災害と女性に関する様々な課題について、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざし、我が国として今回初めて提出したものであり、女性及び子ども、高齢者、障害者等の脆弱な人々への配慮の必要性とともに、それらの人々が参画することで包摂型の社会づくりを行うことの重要性を強調しつつ、①女性や子育て家庭の視点やニーズへの配慮、ジェンダーに配慮した復興プロジェクトの策定・実施、②女性に対する暴力への特別な配慮と人身取引を含む搾取の予防、暴力被害者の保護、法的その他のサービスの提供、③性別や年齢別のデータを整備し、ジェンダーの視点から災害救援を記録し、好事例を共有するとともに、防災計画等に活用、④女性ニーズに配慮するための女性ボランティアの役割の重要性の認識・奨励等を各国等に求めています。

また、この他の決議等としては、「女性性器切除（FGM）の撲滅」、「パレスチナ女性の状況及びその支

援」、「紛争下で捕虜とされた女性・児童及び拘置された者の釈放」、「女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡・疾病の撲滅」、「先住民女性：貧困及び飢餓撲滅のための重要なアクター」、「女性、女兒とHIV及びAIDS」が採択されました。

なお、主要テーマに関する合意結論は、ジェンダーに配慮した政策環境の強化、貧困・飢餓の撲滅のため農山漁村の持続可能な開発に向けた投資の促進や、市場、土地、資産、雇用、公共サービスへのアクセスの促進・拡大、意思決定過程への参画とリーダーシップの強化等について、合意に向け協議が行われましたが、一部につき各国間の意見の相違が埋まらず合意に至らなかったため、今会期の合意結論は不採択となりました。

今回のCSWにおいても、各国、国連機関、NGO等により様々なサイドイベント及びパラレルイベントが開催され、我が国のNGOも積極的に参加しました。国際婦人年連絡会、国連NGO国内婦人委員会、日本女性監視機構主催、国連日本政府代表部後援で、3月1日、「災害・復興とジェンダー平等—東日本大震災と津波」と題するサイドイベントが開催され、また、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会主催で、3月1日、「食料の安全保障と持続的な発展における女性の役割：農村と都市の協力」と題するパラレルイベント、(財)アジア女性交流・研究フォーラム主催で、3月2日、「日本の農村女性のエンパワーメント—経済のグローバル化と東日本大震災の影響下で—」と題す

るパラレルイベント、及び特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ、日本弁護士連合会主催で、3月7日、「3.11から1年 東日本大震災と原子力発電所事故の影響を受けた地方女性たちの現状」と題するパラレルイベントがそれぞれ開催され、発表者及び参加者との間で活発な議論が行われました。



NGOサイドイベントの様子

3月30日には、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「第56回国連婦人の地位委員会（CSW）等について聞く会」が開催されました。橋本代表をはじめ、NGO代表の田中氏、山崎氏及びサイド・パラレルイベントを主催した各NGOの代表の方々から成果等について報告が行われた後、会場と質疑応答が行われました。

来年の第57回国連婦人の地位委員会は、2013年3月4日（月）～15日（金）の日程で、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び予防」を主要テーマに開催される予定です。

**第56回国連婦人の地位委員会HP：**

<<http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/56sess.htm>>

**内閣府男女局HP：**

<[http://www.gender.go.jp/fujin\\_chii/chii56-g.html](http://www.gender.go.jp/fujin_chii/chii56-g.html)>



# 女性の経済的エンパワーメントに関する諸外国の主な取組（上）

内閣府男女共同参画局総務課

## はじめに

女性の活躍による経済社会の活性化という考え方は、政府の第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれています。日本国内では、政府だけではなく企業も積極的に取り組んでいます。また、国際的にも、国連本部や国連諸機関、APEC等の地域会合でもその必要性が強調されています。

さらに多くの国々では、女性の活躍による経済社会の活性化と女性の経済的なエンパワーメントの促進が、重要な政策課題として位置づけられています。その際は、まずは企業が主体的に取り組むことが求められますが、他方で、政府もその促進と支援のための法制度等を整備しています。こうした取組は、近年急速に発展し、これまでの男女の均等待遇や性差別の撤廃に加えて、新たな視点から法律や政策が展開されています。また、政府と企業が連携してより実効的に推進しようとする枠組みも整えられています。

そこで、本号では、こうした諸外国の取組において、女性の経済的なエンパワーメントを具体的に進める手法として注目されている、男女別データの作成・報告、男女の賃金格差の解消、企業の政策方針決定過程への女性の参画促進に関する取組を紹介します。次号は、企業の取組を促進するための、政府によるインセンティブ付与を扱います。

## 男女共同参画推進計画の策定

女性の経済的エンパワーメントを推進する取組としては、第一に、企業のトップがリーダーシップを発揮して、男女共同参画を推進する企業の方針やプログラム、実行計画を作成するよう法律により義務付けるものがあります。

例えば、スウェーデンでは、2008年に、従業員25人以上の企業の事業主は3年ごとに「平等に関する職場計画」を策定することとされました。この計画には、労働条件、採用方針、男女間の同一賃金に関する行動計画の策定と、その進捗状況に関する報告を含みます。また、それと別に、事業主は企業内の男女の格差の実態とその格差解消方法について、次の年までに開始または実施することを明示した「調査分析計画」を策定します。

イギリス、カナダ、ナミビア、南アフリカ等では、企業の多様性、女性、人種、障がい者等のダイバーシティを推進するための計画やプログラムを作成して、実施することとされています。

## 男女別データの公表・報告

男女別のデータを作成し、その情報を公表し、報告するという取組もあります。従業員や管理職の数や比率だけではなく、男女別の平均賃金や労働時間のデータの作成が求められます。

韓国は、2008年に、従業員500人以上の企業に対し、職種別・階級別従業員数の情報を、男女別に提出することを義務付けました。女性比率が規模・業種別に定める一定の基準以下の場合には、企業は自ら改善案を策定して施行することを求められます。オーストリアは、2011年に、従業員1000人以上の企業に対し、男女別に、平均賃金と労働時間の情報公開を義務付けています。2014年までに順次、対象企業が拡大されます。

## 男女の賃金格差の解消

また、男女の賃金の格差を解消して平等に近づけようとする取組には、男女の賃金等の現状を企業が自らチェックできるツールを政府が提供したり、賃金格差

を解消するために企業が何をするか自ら検討するよう義務付けるものがあります。

ドイツは、2011年に、企業における男女平等賃金を実現する企業の自主的なツールとして、コンピューター・アプリケーション「Logib-D」を開発しました。家族高齢者女性若者省が支援し、企業の賃金及び人材の構造を分析して、企業における男女の賃金格差の解消方法に関する情報と解決策を提供するものです。登録した企業が利用できます。

フィンランドは、「賃金平等プログラム」計画を策定して、雇用契約方針、ジェンダーに基づく職域分離、賃金システムの開発、女性のキャリア開発等の改善や見直しにより、2015年までに男女の賃金格差を20%から15%以内に縮めることを目指しています。社会保健省と労働者団体との合意に基づき実施されています。

## 取締役における女性比率の向上

企業の政策方針決定過程への女性の参画促進は、上記のような従業員に対する取組だけではなく、管理職や取締役等への女性の登用を促進しようとして、トップダウンで女性の比率を高めようしている国もあります〔表〕。アイスランド、イタリア、オランダ、スペイン、ノルウェー、フランス、ベルギーでは、法律により、上場企業や一定規模の株式会社は、取締役の30%~40%は女性を任命するように求められています。このようなケースはヨーロッパの国々が多いのですが、他方、マレーシアでは、上場企業は取締役の30%以上は女性を任命するように求められています。また、管理職比率を高めることを表明した企業と協定を結んで推進するのは、EU、オランダ、デンマークです。イギリスは、政府が、デビス元労働大臣による報告書に基づき、FTSE

100の企業（ロンドン証券取引所に上場する企業のうち時価総額の上位100社）を対象に、取締役の女性割合を2015年までに25%とするよう推奨しています。

【表】 各国における取締役女性比率の目標

国名	施行年	目標年	目標値
アイスランド	2010	2013	40%
スペイン	2007	2015	
ノルウェー	2005	2008	
フランス <sup>(※)</sup>	2011	2017	
イタリア	2011	2015	33%
ベルギー <sup>(※)</sup>	2011	2017	
オランダ	2011	2016	30%
マレーシア	2011	2016	
イギリス	2011	2015	25%

(※) 企業の規模や形態により目標年が異なる

取締役に一定の割合で女性を登用することは「クォータ制」と呼ばれています。もし企業がその割合の女性を登用できない場合、企業に何らかの制裁措置を設けているかどうかは国により異なります。

ノルウェーでは、最終的には裁判所によって法人登記が取り消される可能性があり、違反した場合の制裁はかなり厳しいと言えます。そのためか、企業の取締役における女性の割合が、2003年は6%でしたが、2011年は40.1%と、大幅に上昇しました。また、フランスやベルギーは、企業が法律で定められた割合を達成すれば取締役の報酬が支払われますが、未達成の期間は支払われません。イタリアは罰金等が課されます。

他方、他の国では「遵守するか説明するか」の原則が適用されます。この場合、企業には法律を守ることが当然求められますが、目標の割合に達しなくても直接の制裁はありません。ただし、実行できなかった場合は、その理由を説明しなければなりません。

(以下、次号)



## 「第4回ジェンダー統計 グローバル・フォーラム」 について

内閣府男女共同参画局調査課

### ジェンダー統計グローバル・フォーラム

2012年3月27日～29日、「第4回ジェンダー統計グローバル・フォーラム」が国連統計部、UN Women、ヨルダン政府等の共催によりヨルダンで開催されました。

このフォーラムは、第42回国連統計委員会（2011年）において世界ジェンダー統計プログラム強化の一環として2年に1度開催するとされた取組に当たるものです。（「共同参画」2011年5月号参照）

今回の会議では、経済活動・教育への参画や身体的な自律性の確保等を通じた女性のエンパワメント、それらの分野で事実に基づく政策立案（evidence-based policy making）をいかに進めていくかが議論され、併せて現在進行中のプロジェクト（指標群の設定、マニュアルの作成、国連地域委員会の活動等）の状況も報告されました。国連機関の他、OECD（経済開発協力機構）やILO（国際労働機関）等の国際機関の統計担当者や各国の政府関係者を合わせ80名ほどが出席し、我が国からは内閣府男女共同参画局の高村静男女共同参画分析官が出席しました。

### 日本からの報告

我が国は会議初日の第1セッションで「Economic Empowerment of Women in Japan」と題するプレゼンテーションを行いました。内容は、本年2月公表の男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告「第1部女性が活躍できる経済社会の構築に向けて」を踏まえたものです。（「共同参画」2012年3月号参照）

本年1月の施政方針演説で野田総理が「『女性』は日本の潜在力の最たるもの」と述べたことに触れ、日本においても女性の活躍促進が重要な政策課題として注目されていることを紹介しつつ、現状では女性の量的・質的参画が十分ではない分野について、各種の統計データを用い

て以下のような実態を示しました。

例えば、女性の就業希望者数（労働力調査）、男性に対して相対的に低い女性の賃金（労働力調査、賃金構造基本調査）、女性の労働参加率の低さとの相関も指摘される、先進国中低位の労働生産性（OECDデータ）、世帯内の消費の意思決定過程の女性のプレゼンスの高さ（内閣府調査）と、これに対し相対的に低い企業等の意思決定過程（管理職）の女性比率（OECDデータ）などです。

また、女性の能力発揮を阻む障壁として、ワーク・ライフ・バランスの状況（社会生活基本調査）、子育て支援施設の不足（OECDデータ）、先進諸国及び男性に比べて低い日本女性の高等教育在学率（UNESCOデータ）、そして、若い頃からの就業状況等を反映し、高齢期に急速に高まる女性の貧困率（国民生活基礎調査特別集計）等も併せて示しました。

### 日本報告への反応

同セッションの討論者・UN Womenの統計担当政策スペシャリストは、以下の点から日本の取組を評価しました。①複数の統計データを組み合わせ、政策課題を明示、②男女別に加え、年齢別、所得階級別、学歴別など複数の要素を組み合わせた分析、③「時間利用」「世帯内の意思決定」「女性の起業」など、国際的には今後の取組が必要な各分野のデータを既に保有し、政策課題の分析に利用、④国際機関の問題意識を取り込み、そのデータベースを活用、⑤分析結果を基に政策提言を行うプロセスを踏んでいる。併せて、明らかになった課題への適切な対処が求められるとコメントがありました。

我が国の取組を各国と共有することは、国際的なジェンダー統計を推進する上で有効であり、引き続き積極的な情報発信を行っていきます。



日本からのプレゼンテーションの様子



日本を含むディスカッションの様子



## APEC横浜フォーラム： 女性とリーダーシップ

経済産業省  
アジア太平洋経済協力推進室

2010年、横浜にAPEC首脳が集い、アジア太平洋地域の経済に、女性の潜在力を更に活かすべきであることを公式に認識してから2年。同じ横浜の地で、国際女性デーにあたる3月8日（木）及び翌9日（金）、日本のイニシアチブにより、「APEC横浜フォーラム：女性とリーダーシップ」が開催されました。

昨年9月、米国・サンフランシスコで開催された官民連携の閣僚級会合「APEC女性と経済サミット」で採択された「サンフランシスコ宣言」に対する具体的な取組の記念すべき第一歩として、APECの枠組みでは初めて開催された国際会議です。経済を牽引する女性の活躍への期待を胸に、APEC19カ国・地域から、政府代表、女性ビジネスリーダー・起業家、研究者、アジア太平洋地域の次世代を担う学生など、300名の参加者が集まりました。

オープンシンポジウムでは、冒頭、中根康浩経済産業大臣政務官より、女性のリーダーシップは、組織と個人の意識を変え、組織的な障壁を変え、ワークライフバランスの課題を解決することで強化することができ、こうした課題の解決に向け、アジア太平洋の枠を越えて取り組むことを期待するメッセージが寄せられました。また、キンバリー・デビスJPモルガン・チェース財団理事長及び林文子横浜市長の基調講演では、21世紀に求められるシニアリーダーシップのあり方やイノベーションの源泉としての女性のリーダーシップの可能性が語られました。さらに、パネルディスカッション「トップへの道のり」では、アジア太平洋地域の女性ビジネスリーダー4名から、トップの醍醐味やこれまでのキャリア人生が率直に語られ、会場に集まった女性たちに多様なロールモデルを提示する絶好の

機会となりました。引き続き開催されたネットワーキング・レセプションでは、メラニー・パービア米国大使（国際女性問題担当）からのビデオメッセージのほか、アジア太平洋の各地から集まった参加者が、お互いの活動を紹介したりするなど、会場は熱気に包まれました。

2日間の議論の結果、より多くの女性がリーダーとして活躍できる社会を創るため、APECとして、以下を含む取組を進めることの重要性が広く確認されました。

- 多様な価値観が広く存在することが、新しい発想の源泉となり、経済成長を勢いづけるための鍵となることの認識の共有。
- 女性のリーダーシップ発揮に向けたAPEC各エコノミーでの成功事例、調査研究結果の共有。
- 企業・組織や国境の枠を越えたネットワーキング。

今回の会合の成果は、6月にロシア・サンクトペテルブルグで開催される官民連携の閣僚級会合「APEC女性と経済フォーラム」に報告されるとともに、9月のウラジオストクAPEC首脳・閣僚会議でも議論される予定です。



林 文子 横浜市長による基調講演



女性ビジネスリーダーによる  
パネルディスカッション



300名が参加したオープン・シンポジウム



APEC参加国・地域の政府代表による  
政策討論セッション



## 男女共同参画会議・ 男女共同参画推進連携 会議

内閣府男女共同参画局総務課

### 男女共同参画会議について

平成24年3月14日(水)、総理大臣官邸にて第40回男女共同参画会議が開催されました。

会議冒頭、野田総理から、「我が国には、女性が活躍する『大きな伸びしろ』がある。1月の施政方針演説でも、『女性は日本の潜在力の最たるもの』であると強調した」旨の挨拶がありました。

まず、基本問題・影響調査専門調査会から報告がありました。「女性が活躍できる経済社会の構築」について、山田議員から説明があり、続いて、「女性の参画拡大のためのポジティブ・アクションの推進」について、鹿嶋議員から説明がありました。

次に、各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」等について、園田内閣府大臣政務官から説明があり、中川内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、各府省に対し、より積極的な女性職員の登用と男性職員の育児休業の取得が要請されました。

これらの説明を受けて各議員から活発に意見が述べられた後、専門調査会の報告や当日の議論等を踏まえ、後藤内閣府副大臣から「今後の取組事項について」が説明され、参画会議として決定されました。

最後に、議長である藤村官房長官から、「女性が活躍できる社会の構築に向けて、関係閣僚においては取組をしっかりと進めていただきたい。特に、各府省の女性職員の採用・登用の拡大や、国の審議会等における女性の参画については、『隗より始めよ』の精神で積極的に取り組んでいただきたい。」旨の挨拶がありました。

### 男女共同参画推進連携会議について

男女共同参画推進体制の柱の一つである男女共同参画推進連携会議の第30回全体会議が、平成24年3月19日(月)、総理大臣官邸にて開催されました。

会議冒頭、藤村官房長官から、「日本経済の再生、東日本大震災の復旧・復興等のあらゆる場で女性の参画を促進するなど関係施策の推進にしっかり取り組んでいきたい。また、『社会保障と税の一体改革』においても、子育て支援の強化を盛り込み、男女が子育てと仕事を両立できる社会の実現を目指している。」、中川内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、「人口の減少、高齢化、日本経済の再生等、社会の急速な変化の中で、女性がしっかり活躍でき、自分の持っている力を発揮できる環境をつくること、日本にとっての基本だ。復興を含めて、元気な日本を取り戻すために、そのような環境をつくり出していきたい。」旨の挨拶がありました。

まず、議長に恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授 大日向 雅美氏が、副議長にお茶の水女子大学学長 羽入 佐和子氏が議員互選によりご就任されました。

次に、平成23年度の活動として、「女性の経済活動」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力をなくすための啓発」の3つの小委員会活動についてそれぞれの委員長より報告され、また、共催事業「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」について議員より報告されました。

さらに、平成24年度における連携会議の活動方針として、①国際的に連携した女性のエンパワーメント促進(APEC WES、WEPs)、②ワーク・ライフ・バランスの取組推進の2つのチームを設けて活動することが決定されました。



# 仕事と生活の 調和推進だより

内閣府男女共同参画局  
仕事と生活の調和推進室

関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月策定、平成22年6月改定）が策定され官民一体となって、仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、様々な取り組みを進めています。

進捗状況については、「行動指針」のもと、数値目標の設定等により、点検・評価し、政策への反映を図っています。成果は、毎年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」にまとめ公表しています。

平成24年3月28日に第21回仕事と生活の調和連携推進・評価部会<sup>(\*)</sup>を開催し、平成23年度実績及び平成24年度実施予定の取組について、各団体及び関係府省より報告がなされました。

ここでは、平成24年度に予定している内閣府の主な取組をご紹介します。

## ●仕事と生活の調和ポータルサイト

国、地方公共団体、関係団体等の取組、レポート、調査、「カエル！ジャパン」キャンペーン登録企業の紹介等、ワーク・ライフ・バランスに関する情報をまとめて提供しています。

## ●メールマガジンの発行

ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策やコラム、企業の取組支援、地方公共団体等のイベント情報をわかりやすく紹介する「カエル！ジャパン通信」を毎月末に配信しています。

## ●団体活動における取組推進

男女共同参画推進連携会議構成団体において、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法についての理解を深め、団体やその傘下団体の主体的取組を推進するための支援を行います。

## ●公共契約を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際に、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を設定します。

地方公共団体における取組状況や事例を調査し、成果を情報提供します。

## ●企業担当者交流会

企業の人事労務担当の管理職層から、現場の隘路、課題等を聴取し、実態に即した点検・評価を行うための情報収集とともに、主に中小企業を対象としたワーク・ライフ・バランスのメリットや取組についての交流会とするなど企業の取組推進を支援しています。

ポータルサイトへのアクセスはこちら。

<http://www.cao.go.jp/wlb/>

- メールマガジンの配信登録
- メールマガジンバックナンバーやレポートの閲覧
- サイトやメルマガへの掲載希望（「ご意見」欄）

もこちらからお願いします。



<sup>(\*)</sup> 企業、労働組合、地方公共団体等が参集し、PDCAサイクルによる点検・評価及び各主体の連携推進に取り組むため、トップ会議の下に設置。

# 地域戦略としてのダイバーシティ① 総論

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

## 人口減少社会は、『総力戦』

周知のとおり、わが国はすでに人口減少社会に突入している。労働力人口は今後、半世紀で3分の2まで減ってしまう。こうした変化は世界初の未体験ゾーンだ。

では、今後わが国が活力を維持するには、どうあるべきか。

一つ目のキーワードは『総力戦』だ。社会保障でよく使われる指標が、「高齢者一人を支える現役世代の数の割合」だ。1950年から百年で12人からわずか1.3人へと大きく変化していく状況は「胴上げ→騎馬戦→肩車」といわれ、暗澹たる気持ちになる(注1)。

一方で、働いてお金を稼ぐ『就業者』に注目すると別の見方もできる。すなわち、非就業者1人を支える就業者数の割合をみると、1950年0.75人、2000年0.96人から2050年の0.9人と、総人口の約半分が働く状況は、さほど変化しない(注2)。

これは現在、高齢者の2割は働いている一方で、現役世代でも子育て期の女性を中心に3割近くが就業していない。これからは、高齢者も女性も働きやすい職場環境作りが重要であり、日本全体でそうした社会を実現できれば、社会活力は十分、維持できる。

ただし、かつては専業主婦たちが子どもや高齢者の世話をしていたので、就業者は仕事に専念できたが、これからは、男女に関わらず、大半の就業者が子育ても介護も取り組まざるをえない。すなわち、WLBの推進は不可欠だ。

## 1人3役で、3乗の活力

二つ目のキーワードは、『一人三役』だ。大阪市の中小企業支援施設では、行政が

持つ「信用」と「情報」という強みを活かして、地域の女性ネットワークを組織した。企業の商品作りに反映させようと企画したモニター会で、女性たちは地元の中小企業が開発したお弁当、コラーゲン飲料、化粧品を試して、言いたい放題。「ベトベトしすぎる保湿クリームでは食器洗いでできない」など辛辣な評価も飛び交う「女の会議」から、中には20万個の大ヒット商品が生まれた(注3)。

企業だけでは見落としがちな点を女性が指摘し、ビジネスの成功に結び付けた好事例といえる。1人の女性が「主婦×消費者×生産者のアドバイザー」という3つの役割から相乗効果生まれるのだ。

また、これまでNPO、PTA、自治会など地域活動は女性や高齢者が主な担い手だった。しかし、これからは現役世代の男性も参画していくことが期待される。

東日本大震災後、男性たちの家庭回帰が強まっている(注4)。また、被災地支援をはじめ、地域でのボランティア活動や職業スキルを活かした社会貢献活動である『プロボノ』も広がってきている。

筆者の座右の銘は、『市民の三面性=職業人、家庭人、地域人』であり、地元の公園で19年前から『子ども会』の活動を続けてきた。当初は、不審者扱いされることもあったが、最近では自らの子育てをきっかけに地域の子どもたちに関わりたいと考える男性たちは増えている。

地域社会で、こうした男性たちを増やし、活躍の場を与えていくことが大切だ。

## 終末期から逆算して人生設計

三つ目のキーワードは、人生の再設計だ。人口減少とは、生よりも死がどんどん増えていくこと、すなわち「死が普遍

	高齢者一人を支える現役世代の数の割合
1950年	12.0
1975年	8.5
2000年	3.9
2025年	2.0
2050年	1.3

(資料) 2000年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に筆者が作成。

	非就業者1人を支える就業者数の割合
1950年	0.75
1975年	0.90
2000年	0.96
2025年	0.96
2050年	0.90

(資料) 2000年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は、労働政策研究・研修機構による推計結果および「日本の将来推計人口」を基に筆者が作成。

注3: 大阪市の取組みは、NHKの日曜朝の情報番組「サキどり↑」で、2011年6月5日に放送された「女の本音が経済を元気にする」特集で放映された。筆者は、スタジオゲストとしても、商品を開発した同僚の男性社員に遠慮して言いづらかったかもしれないことを、地域の主婦たちが良い意味でKYな本音トークで指摘した。それにより、今後、女性社員は声を上げやすくなり、そうした声を男性社員も尊重する良いきっかけになったのではないかとコメントした。

注4: 内閣府が2011年12月に実施した『食育に関する意識調査』によると、家族と一緒に食事をとると回答した人が、前回調査に比べて、朝食で10ポイント、夕食で15ポイント増えている。同調査では、「東日本大震災を受け、家族の大切さが見直された結果ではないか」と分析している。

注5: これまで、筆者への講演依頼のテーマは、①ダイバーシティやワークライフバランス推進の方策、②男女共同参画社会の推進③子育て体験や子育て支援策、④タイムマネジメント実践術、が多かった。

これらに加えて、最近では、④老父の介護と仕事の両立、⑤男性としての介護や看護の体験を話してほしいという依頼が増えている。

介護や看護といったネガティブなテーマを話すのは、当初、勇気が必要だったが、カミングアウトしてみると、実は自分も介護や看護と格闘してきた、しているという方々は想像以上に多い。そうした方々との会話から、筆者自身が多くのことを学ばせていただくとともに、励まされている。

注6: A社は全国に支店を持つ小売業。エリアマネージャーに登用するためには、2カ所以上で店長(管理職)を務める経験が必要で、本社で役員(管理職)まで昇進していくためには、エリアマネージャーとしての経験が必要と経営者は考えている。店舗では、正社員以上に非正規社員が多く、大半は女性。従来は一般職が多かったが、この10年ほどで



あつみ・なおき/東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『ワークライフバランス官民連絡会議』『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(内閣総理大臣表彰)』選挙委員会委員、男女共同参画会議 専門委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』委員等の公職を歴任。

Atsumi Naoki

総合職で働く女性、管理職候補となる女性も増えてきた。

消費者の視点を重視する経営者は女性の管理職を増やそうと、能力のある女性を探しては登用に努めてきた。

最初に登用した女性がそろそろ出産、子育て期に突入しており、育児休業制度等を法定どおりに整え、社内女性社員に対し、休業・休暇の取得促進のキャンペーンを行ってきた。

しかし、最近になって、管理職（エリアマネージャー、店長職）に登用した女性が数人辞職してしまい、他の女性管理職も人事部に悩みを相談してきた。

注7：1つ目は、非正規の女性社員とのマッチング。女性だけの問題とせず、まず若い男性社員に育児休業取得促進キャンペーンを実施した。そして、非正規社員の年配の女性たちを中心に『すきやき隊』を結成（北海道で婚活支援をやっている団体のネーミングを借用させてもらった）し、世話好きな年配の女性たちに、ライフの面で若手正社員（女性を含む）の良いアドバイザーになってもらった。

そして、世話になった若い人たちは、すきやき隊のメンバーに『ありがとうカード』を送るようにした。そして、カードをもらう数が多い人を社内で表彰した。

気づいたことはワーク面、ライフ面双方でアドバイスして、褒めあう風土が醸成され、非正規の女性社員は若手女性正社員のライフサポートをするのみならず、業務の面でもフォローをするようになった。

2つ目は、年長の女性社員とのマッチング。男性以上に過労バリバリな年長の女性正社員をリーダーとして、『女性プロジェクト』を結成した。女性ならではの視点で商品開発してプチヒット商品を産み出した。

同時に、業務改善提案箱を設置した。制約社員でもある女性社員たちが「もっとこういうふうになったら職場が働きやすくなるのに」とどんな提案も、横展開して全社的な業務改善を図ったところ、時間外労働が減った。それは決して女性たちだけのメリットではなく、職場全員が喜ぶ。女性リーダーの株が上がるとともに、女性社員の団結力は強まった。

3つ目は、男性社員とのマッチング。非正規の女性が多い職場には、女性との接し方がうまい男性が必ずいる。そうでないと生き残れないからだ。実際に女性社員からの評価が高い男性たちを選抜して、その人たちのヒューマンスキルを『見える化』した。これは言葉だけではなかなか伝わらないため、現場でもめやすい様々な場面を設定して、「あなたならどうする」と演じてもらい撮影した。収録した映像を活用して、研修を実施したところ、それまでは、暗黙知として継承されにくかったところを形式知、共有知にした研修は、若い女性社員のみならず、若い男性社員にも参考になると、非常に喜ばれた。

このように、筆者のコンサルティングでは、現場で『三方よし』になるよう心がけている。

的になること」を意味する。これまでの人生設計は、身体一つで生まれて、定年までいかにライフイベントを乗り越えて資産を形成していくか、という「上り坂」「足し算」の視点が強かった。これからは身近な人たちがどんどん亡くなっていく後、遺されたものをいかに受け止めるか、自分自身も身体一つで死んでいくまでのプロセスに何が必要なのか、という「下り坂」「引き算」の視点が重要になってくる。筆者自身、老父の介護と脳腫瘍の2歳児を看護する生活の中で、厳粛な気持ちで自分の人生を再設計してきた。

登山ではしばしば「下り坂で事故に遭うことが多い」と言われるように、本当に必要なものだけの軽装を身にまとい、注意深く人生を設計し直す必要がある。

一方で、上り坂では目に入らなかった景色も下り坂では楽しむことができる。また、山の頂上に生物は住まないが、山間の谷の湧水は多くの生物の憩いの場となる。先人が遺してくれたものが湧水のようにあふれる泉で、自らの心の渇きを癒すだけではなく、辛い時期を乗り越えた経験からあふれる言葉は、後から来る人を励ますうえで役立つだろう（注5）。

## 多様な人たちの多様性を活かす

以上まとめると、今後は各人が多様な人生を再設計するとともに、多様な人たちを活かす職場作り、地域社会作りが重要であり、これには知恵が必要だ。

筆者は、2012年3月に内閣府が主催した『女性の活躍促進プラン学生コンペティション』の審査員をさせていただいた。架空の企業A社の課題を提示し、女性活躍をどのように推進すべきか、を学生たちが提案するという、たいへん有意義なイベントだった（注6）。

筆者が講評で申し上げたのは、『ダイバーシティは連立方程式で考えることが

重要』という点だ。学生たちの提案プランはすべて女性を支援する視点のみの一次方程式に見えた。

しかし、実際の現場はあまり男性VS女性という単純な構図にはならない。筆者の推測ではA社ではおそらく、非正規社員の女性と正社員の女性の対立がある。正社員より年長の非正規女性は、現場での仕事はよくわかっているものの、賃金は安い。自分たちが若い頃は仕事と子育てのどちらかを選択せざるをえなかった、うらみがあると、若い正社員女性の子育てでしわ寄せを受けることに反発しやすい。また、女性正社員の間でも、年長と若手では反目しているかもしれない。一方で、若手男性の正社員はというと、結構パートの年配の女性たちに可愛がられているなど、現場の問題は複雑だ。

では、コンサルタントとして、どのように処方箋を描くか。基本に、当事者である女性社員に対してワーク面、ライフ面の支援と別々に考えても、それぞれ別々の副作用を起こしてしまうと、解決に繋がらない。したがって、当事者である女性社員のみならず、周囲にも得になる方法を考えないといけない。A社のケースだと、非正規の女性社員、年長の女性正社員、男性社員とどのようにマッチングさせていくか、がポイントだ。

筆者がかつてコンサルした企業では、①若い男性社員に育児休業取得促進キャンペーン、②世話好き世話焼き隊（通称『すきやき隊』）の結成、③ありがとうカード制度、④先輩の女性正社員をリーダーとした『女性プロジェクト』で商品開発、⑤業務改善提案箱の設置、⑥女性社員から評価が高い男性たちのヒューマンスキルに見える化を実施したところ、当事者以外の社員から喜ばれた（注7）。本連載でも、実際の事例をもとに、こうした連立方程式の立て方を述べたい。

## ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援について

伊勢原市長 長塚 幾子

伊勢原市は、神奈川県のおお中央に位置し、恵まれた自然環境と人口10万1千人を有する首都圏近郊の利便性を備えたまちとして発展してきました。また、丹沢大山国定公園にある霊峰大山は、江戸時代には「大山参り」として参詣者で賑わい、今日では、「大山ハイキング」として、パワースポットを巡る山ガールやハイカーに人気があります。

このように長い歴史と文化に育まれた本市では、市民協働のまちづくりに力を注ぎ、平成17年に「審議会等の在り方に関する基本方針」を定め、公募制の導入や女性の審議会等への参画を推進してまいりました。それ以来、審議会等の女性の参画率は30%を下回ることはなく、県内でも常にトップクラスであり、市としても大変誇りに思っております。

しかしながら、まだまだ女性委員が少ない審議会等もあり、特に専門的な分野においては、女性の進出が不十分です。また、市の管理職の女性が占める割合については、増加させる取り組みが必要と考えています。

一方、子育てをしながら働く女性は、他の自治体と同様、本市においても増加しています。その要因は様々ですが、働く女性が増えることは喜ばしいことです。経済活動の活性化のためには、女性の参画が重要な鍵をにぎります。女性が働きやすい環境を構築することが、経済を活性化させ持続的発展が可能なまちづくりにつながります。

少子高齢社会が本市にも到来しており、高齢化率は20.9%、合計特殊出生率は1.30となっています。生産年齢人口が減少している昨今では、女性だけが子育てのために、介護のためにと、当人の意

に反して家庭に縛られることは、社会的な損失にもなります。自己実現のために、また経済的自立のためにと理由は様々であれ、女性、特に子育て中の母親が社会活動のできる環境整備が求められています。

このような状況を踏まえて、本市の男女共同参画プランでは、「配偶者や家族の子育て参加の促進と地域、社会による子育て支援をすすめること」を個別目標として掲げ、保育サービスなどの子育て支援策の充実に取り組んできました。平成19年度には、子ども部を設置して子育て支援体制の基盤をつくり、平成22年度には、児童相談センターを開設し、乳幼児期から青少年期までの一体となった相談体制を整えました。現在、待機児童の解消を図るために保育所の受け入れ態勢の充実に努めています。

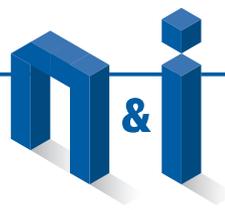
また、初めて父親になった方への「父子手帳」の配布や「パパ・ママ教室」を開催して、父親と母親が協力し合いながら子育てすることの大切さを伝えていきます。さらには、昨年夏の夏の節電対策による勤務シフト変更の企業に勤務される保護者のご要望に応じて、休日保育を実施しました。

男女が豊かにその人らしく生きる社会の実現には、それぞれのライフステージに合わせた環境整備が求められる時代になっています。今後も、行政・地域・事業所等が連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。



長塚 幾子 / ながつか・いくこ

1953年伊勢原生まれ。早稲田大学第一文学部（英文学専攻）卒業後、民間企業に就職。退職後、主任児童委員、NPO法人理事等を経て2003年伊勢原市議会議員。2004年伊勢原市長就任。現在2期目。座右の銘は「温故知新」「The Sense of Wonder」



## [ News & Information ]

### 1 News 内閣府

#### 男女共同参画宣言都市奨励事業（鹿沼市）を開催



3月4日、栃木県鹿沼市において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「鹿沼市男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

市内の小中学生を中心メンバーとする「さつきドリーマーズ バトントワーリング」の華やかな演技で来場者を魅了し、記念式典の幕が上がりました。

式典では、男女共同参画川柳入賞作品の表彰に続いて、鹿沼市男女共同参画都市宣言実行委員の先導により、会場が一体となって鹿沼市男女共同参画都市宣言文を読み上げ、鹿沼市は男女共同参画宣言都市の仲間入りをしました。

また、内閣府からは、男女共同参画をめぐる最近の状況について、①現状②効果③仕事と生活の調和④災害対応における男女共同参画の4つの視点からの報告がありました。

記念講演は、中央大学文学部教授の山田昌弘氏。「婚活時代の男女共同参画～少子化・未婚化の本当の理由～」をタイトルに、各種データや最近の学生の考え方に触れながら、少子化・未婚化は経済的要因によるところが大きく、男女とも無理なくワークライフ・バランスで働ける社会が必要なることを、ユーモアを交えてお話しいただきました。

### 3 News 内閣府

#### 男女共同参画宣言都市奨励事業（野木町）を開催



3月24日、栃木県野木町において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「野木町男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

オープニングの「野木町讃歌」合唱で幕を開けた記念式典は、参加者一同で野木町男女共同参画都市宣言文を群読し、男女共同参画社会づくりに取り組む決意を誓いました。

続いて、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告がありました。

また、男女共同参画都市宣言記念事業「家族川柳・男女共同参画ポスター」表彰では、家族のふれあい、男女共同参画をテーマにした多数の応募作品の中から選ばれた優秀作品9点と学校代表作品7点が表彰され、最優秀作品の紹介をしました。

さらに、第2部ではノンフィクション作家の吉永みち子氏による「自分らしく生きるために」と題した記念講演会が行われ、「楽しく男女の未来像を学ぶことが出来た。」「男女共同参画社会を色々な角度から話され、ユーモアの中にも芯のある話でとてもよかった。」等の感想が寄せられました。

### 2 News 内閣府

#### 男女共同参画宣言都市奨励事業（男鹿市）を開催



3月20日、秋田県男鹿市において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「男鹿市男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

記念式典では、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告が行われました。

続いて、男鹿市男女共同参画都市宣言文の群読が行われ、男鹿市のあきたF・F（エフ・エフ）推進員のリードのもと、参加者一同で宣言文を群読しました。

さらに、作家の落合恵子氏により、「育自（いくじ）の時…ひとがひととして生きる」と題した記念講演が行われました。男女共同参画社会がなぜ必要とされているか、個人が大事にされ、個人の視点が生かされる男女共同参画社会を目指すために、今、自分たちにできることなどをご自身の活動や経験をもとに語られました。

参加者からは、「（男女共同参画について）わかりやすい講演であった。」「男女共同参画の現状を知る機会となっただけでなく、改めて、男女共同参画について考える機会となった。」等の感想が寄せられ、男女共同参画社会実現に向けた契機となりました。

### 4 News 内閣府

#### 国際ゾンタ26地区 [日本] と、ポジティブ・アクションをテーマとしたシンポジウムを共催



平成24年3月17日（土）に、「未来を創る女性リーダーの活躍～チャンス・チャレンジ、まず「2020年30%」を目指す～」と題したシンポジウムを開催しました。

ダイアン・K・カーティス氏（国際ゾンタ会長）のメッセージ、赤松良子氏（元文部大臣）の来賓挨拶に続いて、第1部では「ポジティブ・アクション」推進について、日本の4つのゾンタエリア代表による活動報告がありました。

第2部では「男女共同参画の実現に向けて～ポジティブ・アクションをすすめるために～」をテーマに、辻村みよ子氏（東北大学大学院教授）、江副弘隆氏（りそな銀行常務執行役員）、梅本和秀氏（北九州市副市長）、堂本暁子氏（前千葉県知事）をパネリスト、三隅佳子氏（国際ゾンタLAA委員会委員）のコーディネートののもと、パネルディスカッションが行われました。また、原ひろ子氏（城西国際大学大学院客員教授）が第56回国連女性の地位委員会（CSW）の災害関連等について特別提言を行いました。

最後に、「しあわせ運べるように」という災害復興の歌を全員で合唱して、シンポジウムを締めくくりました。

[ News & Information ]

5 News 法務省

東日本大震災法律援助事業の開始について

**震災 法テラスダイヤル**  
 おまやみレスキュー  
**0120-078309**  
 通話料・利用料ともに無料  
 PHS・IP電話からつながります  
 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00

平成24年4月1日、東日本大震災被災者援助特例法が施行されたことに伴い、この度法テラスでは、全国の地方事務所において、「東日本大震災法律援助事業」を開始いたします。

東日本大震災から1年あまりが経過したところですが、被災者の方々の二重ローンや相続問題、震災を起因とする家事事件、風評被害を含む原発被害の賠償請求等様々な法的問題が深刻化することが依然として危惧されます。

本事業では、これまで法テラスの民事法律扶助事業を利用する際に課されていた収入・資産要件の確認が不要になり、より多くの被災者の方々が法テラスのサービスを利用できることとなりました。

具体的には、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都除く）に平成23年3月11日に自宅や営業所等があった方に対して、①弁護士・司法書士による「無料法律相談」や、②震災による法的問題について弁護士・司法書士費用の立替えを行います。詳しい利用方法は、お近くの法テラス窓口か、「震災 法テラスダイヤル」へお問い合わせください。

7 News 内閣府

「人身取引対策」ポスター・リーフレットの作成



人身取引は、売春や強制的な労働により人を搾取することを目的とし、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすものであり、国の内外を問わず処罰の対象です。

人身取引の防止・撲滅と被害者保護のため、関係省庁が連携して人身取引対策に取り組んでいます。

内閣府では、人身取引が重大な人権侵害であることについての認識が必ずしも十分ではない現状を是正するため、国民一人ひとりがこの問題の存在に気付くきっかけとなるよう、人身取引対策についてのポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、警察、空港・港湾、大学、労働基準監督署などに配布及び掲示することとしています。

人身取引対策行動計画（平成21年12月策定）についての詳細は、内閣官房HPを御覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/2009keikaku.pdf>

6 News 国立女性教育会館（NVEC）

平成23年度「交流学習会議」報告



国立女性教育会館（NVEC）では、3月9～10日の1泊2日で「交流学習会議」を開催しました。これまでNVECの研修・交流事業に参加した後、地域でネットワークを構築し、実践活動を行っている女性団体・グループのリーダー、男女共同参画・女性教育行政担当者、女性関連施設関係者128名の参加がありました。

1日目は、樋口恵子氏の特別講演「男女共同参画社会の実現に向けて」、神田前理事長の講義、会館からの最新情報の提供、課題の共有をするための話し合い等がありました。

2日目は、分科会で先進事例の報告とディスカッション、全体会、意見交換会があり、地域に持ち帰って生かせる実践的な学習を行いました。参加者からは「女性の力がついてきて組織として活動する力が高まっていることを実感させられた。」「沢山の全国の方々と交流できて良かった。殊に、先輩の方々に多くのエネルギーをいただき後に続かねばとの思いを強くした」等の意見が寄せられました。

8 Info 厚生労働省

6月は男女雇用機会均等月間です

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。

第27回にあたる本年は、(1)均等法の一層の周知徹底及び履行確保、(2)ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進を目標として、

**眠らせていませんか？あなたの職場の女性の力  
～ポジティブ・アクションで男女が活躍～**

をテーマに周知・広報活動等を実施します。

男女雇用機会均等法の施行以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていません。

実質的な男女の機会均等を実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることが重要です。本月間を通じて社会一般の認識と理解の促進に努めて参ります。

## [ News &amp; Information ]

**9** Info 内閣府

**平成24年度行事・イベント情報（予定）**

内閣府では、各開催地と協力して、男女共同参画社会づくりに向けた行事・イベントを予定しています。

各行事等では、今後、広く参加者を募集する予定です。

**男女共同参画社会づくりに向けての全国会議**  
平成24年6月22日（金）メルパルクホール東京（右欄参照）

**男女共同参画フォーラム**  
男女共同参画社会の実現に向けて、広く理解と協力を求め、各地域の取組を促進することを目的としています。

長野県 平成24年10月19日（金）  
愛媛県 平成24年10月25日（木）  
神奈川県 平成24年11月10日（土）

**男女共同参画宣言都市奨励事業**  
地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的としています。

山口県山陽小野田市 平成24年 9月29日（土）  
石川県白山市 平成24年10月28日（日）  
福井県坂井市 平成24年11月17日（土）  
茨城県土浦市 平成24年11月18日（日）  
沖縄県うるま市 平成25年 1月26日（土）  
大阪府泉南市 平成25年 2月23日（土）

**10** Info 女性就業支援センター

**全国に女性就業支援専門員を派遣します  
（平成24年度厚生労働省委託女性就業支援全国展開事業）**

全国的な女性就業支援（就業促進、健康保持増進）の充実を目的として、各地の女性関連施設等、“支援する立場の方”をバックアップする事業を実施します。

ご依頼により、女性就業支援専門員を派遣して、セミナー・研修会等を実施します。詳しくは、当センター担当者までお気軽にお問い合わせください。

**【対象】** 女性関連施設（男女共同参画センターなど）、地方自治体、労働組合、女性団体

**【テーマ】** 女性労働に関わるテーマ（ワーク・ライフ・バランス、ポジティブ・アクション、働く女性の実情等）や、事業企画・実施に関わるテーマ（相談、講座企画等）

**【内容】** 全国の女性関連施設等が、その職員対象に実施するセミナーや研修会、一般（主に働く女性）対象に実施する事業への支援

**【費用】** 講師派遣に関わる費用は無料です（その他経費は実施団体のご負担となります）

**【問合せ】** 女性就業支援センター TEL 03-5444-4151  
HP <http://www.joseishugyo.go.jp/>

**11** Info 内閣府

**平成24年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催**

内閣府では、男女共同参画週間の中央行事として、広く皆様にご参加いただける「全国会議」を開催します。

日時：平成24年6月22日（金）午後  
場所：メルパルクホール東京（東京都港区）  
内容：基調講演、パネルディスカッション  
参加方法：事前申込制  
詳細は後日内閣府ホームページで公表いたします。  
(<http://www.gender.go.jp>)

**12** Info 国立女性教育会館（NVEC）

**『韓国における女性への起業支援と地域の活性化－韓国調査報告書－』発行**

平成23年度「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」の一環として、上記報告書を発行しました。地域課題解決のための活動が、女性の経済的自立につながる課題と可能性について、韓国のコミュニティ・ビジネスと起業支援・再就労支援の調査から明らかにしています。

詳細はNVECのHPをご覧ください。<http://www.nvec.jp/>

**13** Info 国立女性教育会館（NVEC）

**「男女共同参画統計データブック2012」刊行**

「男女共同参画統計データブック2012－日本の女性と男性－」（独立行政法人国立女性教育会館／伊藤陽一編）を3月末に刊行しました。

データブックでは、社会生活を①人口、②家族と世帯、③労働力と就業、④労働条件、⑤企業、⑥生活時間と無償労働、⑦家計と資産、⑧教育と学習、⑨社会保障と社会福祉、⑩健康と保健、⑪安全と犯罪、⑫自然災害、⑬意思決定、⑭意識調査の14項目に分け、女性の現状についての各種統計データをわかりやすく解説しています。

2012年版では、最新データを提供することはもちろん、2010年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」の中で重視されている15分野それぞれの〈目標〉〈成果達成〉の数値目標を視野に入れて、さらに、2011年3月11日に起こった東日本大震災に対応して「自然災害」を、ワーク・ライフ・バランスが大きな課題となっていることから「企業」を取り上げたことが特徴となっています。

データに基づいた現状を把握して、男女共同参画社会を進めるために、是非ご活用ください。

問合せ先：研究国際室 TEL 0493-62-6479  
購入申込：(株)ぎょうせい TEL 0120-953-431



## [ News &amp; Information ]

## 14 Info 国立女性教育会館 (NVEC)

## 『男性の地域活動および男女共同参画に関するアンケート調査報告書』発行

平成23年度「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発」の一環として、上記報告書を発行しました。全国の女性関連施設との連携協力にもとづく「男性の地域活動および男女共同参画に関するアンケート調査」(地域活動をおこなう男性対象)及び「男性を対象とした調査・事業に関するアンケート調査」(連携協力した女性関連施設対象)の結果をまとめたものです。

詳細はNVECのHPをご覧ください。<http://www.nwec.jp/>

## 15 Info 国立女性教育会館 (NVEC)

## 『女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修』参加者募集

地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーを対象に、高度で専門的な研修を行います。今年は、災害時に、地域の人々から頼りになる組織・機関として、日常からのマネジメント力とリーダーシップについて学びます。研修内容や申込方法の詳細はHP (<http://www.nwec.jp/>) をご覧ください。

期日：平成24年6月13日(水)～15日(金) 2泊3日

会場：国立女性教育会館 (埼玉県比企郡嵐山町)

## 16 Info 国立女性教育会館 (NVEC)

## 『NVEC国際シンポジウム』報告書発行

平成23年10月29日に実施した「NVEC国際シンポジウム」の抄録及び「アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」の成果をまとめた報告書を刊行しました。

平成23年度は国際シンポジウムのテーマを「災害復興とジェンダー」とし、堂本暁子氏(女性と健康ネットワーク代表)の基調講演のほか、スリランカやタイ、バングラデシュでの男女共同参画の視点に基づく防災や減災における取り組みが掲載されています。また、国際シンポジウムに先立って会館が実施した国際研修「アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」の研修生による、アジア・太平洋諸国での災害復興とジェンダーに関するベストプラクティスも紹介されています。

報告書は日本語と英語で発行しております。

詳細は会館のHPをご覧ください。

<http://www.nwec.jp/>



## 17 Info 厚生労働省

## ポジティブ・アクションの導入促進について

厚生労働省では、企業におけるポジティブ・アクションの導入を促進するため、次の資料を作成いたしました。ぜひ御活用ください。

## ○ポジティブ・アクションメッセージ集

ポジティブ・アクションで成果をあげている企業トップのインタビューや、企業で活躍する管理職・リーダーとして働く女性たちの生の声を掲載したメッセージ集です。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>

## ○ポジティブ・アクションを推進するための業種別支援ツール活用マニュアル

男女労働者間格差が生じる要因の「見える化」を図ることにより、個々の企業における格差の実態把握と取組の必要性について「気づき」を推進するためのツールです。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/13-01.html>

## ○ポジティブ・アクション実践的導入マニュアル

女性社員の戦力化に向けて、男女社員間の格差を解消し女性社員の活躍を推進するための、中堅・中小企業の経営者の方々を対象とした具体的かつ実践的な導入手引書です。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/02/15-01.html>

## 18 Info 内閣府

## アウトリーチ(訪問支援)研修生の募集



内閣府では「子ども・若者育成支援推進法」に基づき実施する、困難を有する子ども・若者を支援する現場の職員を対象とした研修(①事前研修(平成24年7月23日(月)から27日(金)の4泊5日)、②実地研修(全国のアウトリーチを実施している団体において8月1日から平成25年1月31日までの連続する2週間又は4週間)、③事後研修(平成25年2月25日(月)から27日(水)の2泊3日))に係る研修生を下記のとおり募集します。

○募集人数：公的機関職員10名、民間団体職員20名

○応募受付期間：4月10日(火)から6月4日(月)

○本事業に関する問い合わせ先

内閣府 子ども若者・子育て施策総合推進室

青少年支援担当 鈴木・山本

電話 03-5253-2111(内線44124)

○研修生募集要項

<http://www8.cao.go.jp/youth/outreach/kenshuusei.html>

## 男女共同参画センターだより

## 編集後記

News From Center

### 浜松市男女共同参画推進センター

男女がともに自立・参画し、高めあう  
創造都市 浜松を目指して

浜松市男女共同参画推進センターは、浜松市における男女共同参画の推進拠点として平成15年4月にスタートしました。平成19年4月1日から政令指定都市となった浜松の人口は現在、約82万人。センターの果たす役割も重要なものとなっています。

当センターは、啓発・相談・情報・団体育成支援など様々な事業を展開しています。

啓発事業では、人材育成・コミュニケーション・防災・キャリア支援など多様な「男女共同参画推進セミナー」を開催して

います。22年度から始まった講座の企画から実践までを体験する「はままつチャレンジ塾」では、23年度受講生が「ココロのバイキング講座 ママを休けいしてみませんか?」を企画実施。子育てママ対象の講座に定員の4倍を超える応募がありました。講座修了後も、センターは参加者同士の交流拠点として活用されています。他にも男性対象のイクメン応援企画やアクティブシニア育成企画など

にも力を入れています。

相談事業では、悩みごと相談をはじめ、DV・男性相談などを実施しています。増加傾向にあるDV相談に適切に対応するため、23年度、相談員対象に「DV被害者支援のためのスキルアップ講座」を開催。DV被害の実態と支援に必要な知識を専門家から学びました。

情報事業では、HPやツイッター、フェイスブック等を通じ、市民に向けた情報発信を心掛けています。



はままつチャレンジ塾2011

男女共同参画関連の図書や資料を紹介するための「図書コンシェルジュ」事業のほか、児童書・指人

形・DVDなどの貸出しも行い、多くの方に利用されています。

団体育成支援事業では、男女共同参画の視点を生かした地域づくりを進める人材を養成し、団体が連携協働するための仕組みづくりを進めています。

これからも「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松」実現のため、市民の皆さまとのつながりを大切に、男女共同参画の推進を目指してまいります。

情報誌「共同参画」は4・5月合併号から5年目になりました。これほど続けておりますのも読者の皆様の御蔭であり、誠にありがとうございます。

また、平成24年度も表紙のデザインをイラストレーターの木村桂子さんに描いていただくこととしておりますが、合併号からデザインが変わり、3月号までのデザインとは印象も新たに変わりました。ご覧になって如何でしたか。

編集デスクも変わりました。前任者が編集していた4年間をベースに、引き続き皆様にご愛読いただけますよう頑張っておりますので、どうぞよろしく願います。

(編集デスク K.K.)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌  
「共同参画」4・5月号

[www.gender.go.jp](http://www.gender.go.jp)

第45号●2012年5月10日発行  
編集・発行●内閣府  
〒100-8914  
東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府男女共同参画局総務課  
電話●03-5253-2111 (代)  
印刷●日昇印刷株式会社



# 平成24年度 男女共同参画週間

6月23日(土)～29日(金)

の1週間は、「男女共同参画週間」です。

本年度の男女共同参画週間は

「男女共同参画による日本再生」を重点とします。

キャッチフレーズは

「**あなたがいる わたしがいる 未来がある**」  
です。

人口減少・高齢化が進む中で、東日本大震災からの復旧・復興、日本経済の再生等、様々な課題の解決を迫られる我が国において、女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することが、ますます必要とされています。

例えば、経済・ビジネスにおいて女性がもっと活躍すること、震災からの復旧・復興において女性が参画し、その視点を加えること、ワーク・ライフ・バランスにより男女の働き方や生き方を変えること等、女性が日本再生の担い手として重要な役割を果たすことは、元気な日本を取り戻す鍵となります。

●内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>